

## 役員報酬・退職金に関する規程

平成 22 年 11 月 19 日理事会承認

### 1. 目的

本規程は、定款第 23 条の規定に基づき、定款第 16 条の役員について、その報酬・退職金に関し必要な事項を定めるものである。

### 2. 無報酬

本会は、全ての役員（会長、副会長、理事、監事）に報酬及び退職金を支給しない。

### 附 則

( 1 ) この内規は、平成22年11月1日から施行する。